



取調べハンドブック

元最高検察庁検事 城祐一郎 著

ISBN978-4-8037-2491-2 C3032

■ A5判 ■ 並製 ■ 352頁

定価 (本体2,400円+税) 送料300円

本書のポイント

罪名に応じた取調べ要領がわかる！

多様な犯罪を取り上げ、罪名に応じた構成要件、判例、取調べの留意事項等をQ&A方式で解説しているから、「違い」がわかる！

本書で取り上げる罪

殺人、暴行・傷害、強制性交等、窃盗、占有離脱物横領、強盗、恐喝、詐欺・特殊詐欺・電子計算機使用詐欺、横領・業務上横領、背任、見せ金、器物損壊、公務執行妨害、偽計、マネロン、薬物、銃器、軽犯罪、選挙、過失犯等

実体験に基づいた取調べのイロハ！

地検特捜部や地検特刑部で取調べに従事していた元最高検検事の城祐一郎先生が、取調べの技術・手法、任意性・信用性の確保のポイントを伝授！

「真相を聴き出す」ための、重要ポイントを詳説！

捜査・取調べの重要ポイントを、事例や関連法・判例等を基に詳しく解説。現役の捜査官も、これから捜査官を目指す人も、わかりやすく学べる必携の書！

内容見本

28 第2編 取調べ各論

と。

へ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。
と規定されているが、その他にも、同条2項において、警視總監、道府県警察本部長若しくは方面本部長又は警察署長の事前の承認を受けず、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うこと、一日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うことがこれに当たるとされている。

上記に掲げられた行為が取調べを行う上で不当であることは明らかであるが、そのような行為に及ばないこともむしろ当然であって、これを念頭において取調べを行うことは難しいことでもなんでもなく、普通に取調べをしていけば、そもそも監督対象行為などにはならないはずである。

被疑者のうなことをて、より

34 第2編 取調べ各論

9) 怒鳴り

では、為となり

第2章 被疑者の特性又は属性に応じた取調べ留意事項

① 黙秘 (供述拒否) した被疑者の取調べ上の留意事項

黙秘 (供述拒否) する被疑者に対する取調べ上の留意事項は何か。

近時は、黙秘する被疑者が多くなっているようであるが、このような被疑者は以前からも存在していた。そのような場合、取調べ官としては、被疑者からの反応がないため、そもそも取調べを続けても意味があるのだろうかと思慮するものであろう。

しかしながら、被疑者はちゃんと取調べの言うことは聞いているのであり、その言葉によって内心さまざまな葛藤しているのが実情である。

筆者が担当していた知能犯罪事件の被疑者を拘留所において取り調べていた際、完全黙秘ではないものの、肝心なこととなる全く話さないという被疑者がいた。最終的には勾留14、5日目くらいに全て自白したことから、彼の内心の動揺を覚えてもらうことになったわけであるが、彼が言うところでは、実は、5日目頃の夜の取調べの際に、もう全部話してしまうかと思つたことがあるとのことであった。私は、何が彼の心に響いているのか分からないことから、ある意味手探りで、彼が大切に思っていることや気にかけていることを考えて話しかけていた。その時、私は彼の実見のことを話しており、実見がどれほど被疑者のことを気にかけて心配しているかというところから

被疑者も、被害者・参考人も！

Q&A形式でわかりやすい！

関連する捜査書類作成上の留意事項も！

第1章 取調べの仕方に関する留意事項 31

か見極めるため、取引について被疑者と協議する場合は、警察官との事前協議が義務付けられている。また、検察官が必要であると認めれば、警察官が検察官に代わって被疑者と協議し、供述を求めることができる。そして、このような法改正に応じて、犯罪捜査現犯も改正され、検察官との事前協議や、警察官が被疑者との協議で供述を求める場合には、警察本部長の指揮が必要であるとされた。

この制度の運用については、これまで以上に、警察官と検察官との緊密な連携が必要になると考えられる。また、検察官と警察官との緊密な連携が確保されることにより、捜査の効率化が図られると期待される。この点については、後述のとおりである。

第3章 被疑者の罪名に応じた取調べ留意事項 89

を自転車窃盗で検挙した場合には、①無断で持ち出した場所及びその時間、②無断で持ち出した後逮捕されるまでの間自転車を乗り回している時間 (期間) 及びその距離、③無断で持ち出した動機 (使用目的)、④乗り捨ての意思 (①～③によって被疑者に乗り捨ての意思があったか否かを判断できると思われる)、などについて被疑者を取り調べて明らかにしておく必要があるとしておくべきであろう。

判例索引付き！

判例索引

【大審判】

明治43年9月30日大審院判決 (刑集16・1572) 314
明治43年12月6日大審院判決 (刑集2・7・715) 197
明治45年6月20日大審院判決 (刑集18・896) 75

【最高裁判所】

昭和23年2月6日最高裁判決 (刑集2・2・17) 197
昭和23年6月23日最高裁判決 (刑集2・7・850) 196
昭和23年7月14日最高裁判決 (刑集2・8・850) 196
昭和23年7月19日最高裁判決 (刑集2・8・944) 196

取調べハンドブック

城祐一郎 著

立花書房

目次裏面参照

第1編 取調べ総論

第1章 総論

- 1 取調べの意義・目的と刑事訴訟法の規定
- 2 被疑者取調べの本質と糾問的捜査観、弾劾的捜査観
- 3 取調べ受忍義務
- 4 供述拒否権の告知
- 5 自白の獲得の意義

第2編 取調べ各論

第1章 取調べの仕方に関する留意事項

- 1 取調べの事前準備と計画
- 2 取調べにおける発問の仕方
- 3 取調べにおけるラポールの形成
- 4 被疑者の弁解と取調べ態度
- 5 被疑者の迎合と取調べ上の留意事項
- 6 否認から自白に転じた際の取調べ上の留意事項
- 7 通訳人を介して取調べをする場合の留意事項
- 8 取調べに当たっての監督対象行為
- 9 怒鳴る取調べと監督対象行為
- 10 突き上げ捜査要領
- 11 録音・録画の留意事項

第2章 被疑者の特性又は属性に応じた取調べ留意事項

- 1 黙秘（供述拒否）した被疑者の取調べ上の留意事項
- 2 出頭拒否をする被疑者への対応要領
- 3 暴力団被疑者の取調べ上の留意事項
- 4 自首した被疑者の取調べ上の留意事項
- 5 精神障害を有する被疑者の取調べ上の留意事項
- 6 知的障害を有する被疑者の取調べ上の留意事項
- 7 ろうあ者である被疑者の取調べ上の留意事項
- 8 高齢である被疑者の取調べ上の留意事項
- 9 来日外国人犯罪者に対する取調べ上の留意事項
- 10 身分犯に関する取調べ上の留意事項

- 11 共犯事件の取調べ留意事項
- 12 被告人取調べの問題点

第3章 被疑者の罪名に応じた取調べ留意事項

- 1 凶悪重大事件の取調べ上の留意事項
- 2 殺人事件の取調べ上の留意事項
- 3 暴行、傷害及び傷害致死事案の取調べ上の留意事項
- 4 人身安全関連事案の取調べ上の留意事項
- 5 強制性交等事案の取調べ上の留意事項
- 6 窃盗事案の取調べ上の留意事項
- 7 万引き・クレプトマニア事案の取調べ上の留意事項
- 8 占有離脱物横領事案の取調べ上の留意事項
- 9 強盗事件の取調べ上の留意事項
- 10 恐喝事件の取調べ上の留意事項
- 11 詐欺事件の取調べ上の留意事項
- 12 特殊詐欺事件の取調べ上の留意事項
- 13 電子計算機使用詐欺事件の取調べ上の留意事項
- 14 横領・業務上横領事件の取調べ上の留意事項
- 15 背任事件の取調べ上の留意事項
- 16 「見せ金」事件の取調べ留意事項
- 17 器物損壊事案の取調べ上の留意事項
- 18 公務執行妨害事件の取調べ上の留意事項
- 19 偽計業務妨害事案の取調べ上の留意事項
- 20 公務員犯罪の取調べ上の留意事項
- 21 被疑者の職務権限の取調べ上の留意事項
- 22 取締役等の贈収賄事件の取調べ上の留意事項
- 23 マネー・ローンダリング事件の取調べ上の留意事項
- 24 薬物事犯の取調べ上の留意事項
- 25 銃器事犯の取調べ上の留意事項
- 26 軽犯罪法1条2号違反の取調べ上の留意事項
- 27 選挙犯罪の取調べ上の留意事項
- 28 過失犯の取調べ上の留意事項

第4章 自白の任意性、信用性に関する取調べ留意事項

- 1 自白の意義と自白強要の禁止

- 2 自白の任意性の担保
- 3 自白の任意性が否定・肯定された裁判例
- 4 自白の信用性の確保
- 5 秘密の暴露
- 6 自白と補強証拠

第5章 被害者・参考人についての取調べ留意事項

- 1 参考人取調べ上の留意事項
- 2 被害者供述の信用性確保のための留意事項
- 3 告訴・告発人の取調べ上の留意事項
- 4 特殊詐欺の被害者の取調べ上の留意事項
- 5 精神障害等を有する被害者等の取調べ上の留意事項
- 6 強制性交等の被害者の取調べ上の留意事項
- 7 児童福祉法違反事件の被害者の取調べ上の留意事項
- 8 警察官が被害者等の場合の取調べ上の留意事項
- 9 年少者が参考人となる場合の取調べ上の留意事項
- 10 いわゆる司法面接
- 11 多数関係者の取調べ上の留意事項
- 12 面割り捜査の留意事項
- 13 刑事訴訟法上の被害者保護制度
- 14 非協力的な参考人に対する起訴前証人尋問手続
- 15 参考人の虚偽供述等と刑責
- 16 参考人等による口裏合わせに対する取調べ要領

第6章 取調べに関して作成される捜査書類についての留意事項

- 1 供述調書作成の際の留意事項
- 2 供述調書等の種類と証拠能力
- 3 特信情報の担保と取調べ留意事項
- 4 弁解録取書作成要領
- 5 共謀関係を調書に録取する場合の留意事項
- 6 供述調書に他人の氏名を詐称して署名した場合の刑責
- 7 取調べメモ・備忘録に関する留意事項

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

*取調べハンドブック

合計 _____ 部

ご所属名	庁	道府県
	(署・隊・課)	

ご担当者名 _____ (TEL: _____)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibanashobo.co.jp>